

保険契約における時効

金 沢 理

一 問題の所在

わが商法第六六三条は、保険者の保険金支払義務および保険料返還義務については二年、保険契約者および被保険者の保険料支払義務については一年の短期消滅時効を規定し（商法第六八二条は生命保険における解約返戻金返還義務について二年の時効を定める）、いわゆる「企業取引の迅速結了主義」にもとづいて他の営業者について特別の時効を定めたのと同じ趣旨から法律関係の早期安定をはかっている。^(一)ところが右の規定については、第一に、約款なし特約によって時効期間を短縮または延長することを許すものであるか否か、第二に、同条の短期消滅時効は、保険契約より生ずる右に列記されたもの以外の請求権についても適用しないし準用されるか否か、また、第三に、同条は消滅時効期間の始期について定めていないので、これは民法の一般原則に委ねられることになるが、この点につき、学説の対立があるので、どのように解すべきかという三つの問題があり、さらに、立法論として、現行法上の短期時効期間の適否という問題がある。以下これらの諸点について順次検討したいと思う。

(一) 民法上の債権の消滅時効期間の一〇年および一般の商事債権の時効期間である五年と比べて、保険契約にもとづく保険金

請求権・保険料請求権などの時効期間をとくに短縮する理由としては、第一に私法的観点からは、商法が他の営業者について特別の短期消滅時効を定めたと同一の趣旨にもとづいて（志田鉦太郎博士商法草案審議筆記（六）・損害保険研究二四卷三号一九八頁）、いわゆる「企業取引の迅速結了主義」にもとづいて権利関係の早期確定をはかろうとするためであり（西原寛一・商行為法（昭和三五年）一四四頁）、第二に、大規模な保険事業の正常な業務運営の必要、ならびに保険業者の財産状態の明瞭性の確保という保険事業監督法的配慮をあげることができる（大森忠夫「保険金請求権の消滅時効期間の始期」生命保険契約法の諸問題（昭和三三年）一六二頁）。したがって、民法上の特定の種類の債権に関する特別の短期時効の規定とその根拠を異にする。すなわち民法第一七〇条以下は、それらの債権の金額が僅少であること、日常ひんばんに生ずること、当事者がこれらの取引について書類を作成することが少ないことなどの事情から、短期間に債権の存在・変更・消滅についての証拠が不明になる、ということを理由とするものだからである（川島武宜・民法総則（昭和四〇年）五二七頁）。ただし、保険金請求権の場合においても、期間の経過によって当該損害が保険事故によるものであるか、免責事故によるものであるかを証明すべき証拠が不明となるなどの可能性も充分ありうるのであって、両者はかならずしも矛盾するわけではない。

二 約款による消滅時効期間の変更

保険契約上の債権につき、商法第六六三条・第六八二条の定める短期消滅時効期間は、普通保険約款または当事者間の特約により短縮もしくは延長することができる。法定の時効期間を短縮もしくは延長することが可能であるか否かについては、民法上の重要な課題の一つである時効制度の本質と関連する大問題であるので、到底わたくしの力ではこれを究めることは困難であるが、生命保険約款においては、通例として保険金請求権の消滅時効期間を法定の

それよりも一年長く三年と定めている関係上、一応の検討を試みたいと思う。

外国法制においては、フランス保険契約法第二六条が絶対的強行規定として全面的に時効期間の短縮を禁止するはか、ドイツ保険契約法第一二条第三項の旧規定も同旨の規定を置いていたし、またスイス保険契約法第四六条第二項はこれを被保険者に不利益に変更することを禁止する、いわゆる片面的強行規定である。

わが法制のもとにおいても、少なくとも経済的弱者であるところの一般大衆を取引の相手方とする家計保険については、保険契約者・被保険者・保険金受取人に一方的に不利益な消滅時効期間の変更は、時効完成前の時効利益の放棄を禁ずる民法第一四六条の趣旨にてらしてもこれを許すべきでないことは明らかである。問題は保険者に不利益な変更についてであるが、形式上この場合も民法第一四六条の規定に違反するから、かかる約定は無効であるとの説がある。右の説がその根拠として引用するわが国の有力説は、時効制度は永続している事実状態を保護し、社会の法律関係の安定をはかるためのものであるから、公益に関するものであり、したがって時効利益の直接受益者のみの意思表示によって処分しえない性質のものであると説かれる。しかし、右の理由を肯定するならば、時効完成後の時効抗弁権の放棄も公益に反するといわざるをえない、という矛盾が生ずる。それゆえ、時効完成前の時効利益の放棄を禁ずる理由は、これを「窮迫した地位におかれた者が予め時効抗弁権の放棄を強要されることにかんがみ、民法九〇条」と同一の精神にもとづく政策的考慮によるものとする川島教授の見解が妥当ではないかと思う。このように考えると、経済的優者である保険者による時効利益のあらかじめの放棄を禁ずる理由は存在しないというべく、前述のごとき生命保険約款の規定は有効と解すべきものと考えらる。

(一) たとえば、朝日生命養老保険普通保険約款三四条(昭和四〇年四月改正)は「保険金、返戻金および社員配当金は、支払の事由が発生した日から、三年以内に請求がないときは、会社は支払の義務を免れます。」とし、三井生命同三七条は「保険金、払いもどし金または社員配当金を請求する権利は、支払事由発生のおきから三年間請求がない場合には消滅します。」と定める。

(二) フランス保険契約法二六条は「時効期間は、保険契約の条項によつて短縮することができない。」と規定する。

(三) ドイツ保険契約法一二条三項(一九三九年二月一九日の命令による改正前)は「保険者に対する請求権の時効を容易ならしめ、または第二項の規定(出訴期間の特約)を保険契約者の不利益に変更する合意は、保険者これを援用することを得ず。」と規定する(外国法典叢書ドイツ商法VI・中川 正訳による)。

(四) ドイツ法においては、消滅時効期間を延長することは禁じられているが、短縮することは許されている(ドイツ民法二二五条二文)。ただし、保険者に対する請求権の時効の短縮は、保険契約法一五条aの強行規定に反することになるのでみとめられなく。Albert Ehrenzweig, Deutsches (Österreichisches) Versicherungsrecht, 1952, p. 182.

(五) スイス保険契約法四六条二項は「保険者に対する請求権につき、これより短期の時効、またはより短い失権期間を定めるすべての約定は、これを無効とする。ただし本法第三九条第二項第二号の場合を除く。」と規定する。

(六) 青山博士は、契約自由の原則を理由に、時効期間短縮の合意を一般的に肯定されるものようである。青山衆司・保険契約法(法学全集)(昭和四年)一〇七頁。

(七) 青谷和夫・保険契約法論I(生命保険)(昭和四一年)三二四頁。我妻 栄・改訂民法総則(昭和四一年)四五二頁。鳩山秀夫・法律行為乃至時効(大正一一年)六一三頁。

(八) 我妻・前掲四三一頁。鳩山・前掲五八九頁。

(九) 川島・前掲四六二頁。

(一〇) 川島・前掲四六二頁。ほぼ同旨・鳩山・前掲六一三頁。

三 短期時効の適用範囲

外国法においては、短期時効が保険契約より生ずるすべての請求権ないし訴権につき一律に適用される、とするものが多い。これに対しわが法制は、被保険者・保険金受取人の保険金請求権ならびに保険契約者の解約返戻金請求権(生保)および保険料返還請求権については二年、保険者の保険料返還請求権についてはこれを一年とし、異別の取扱いをするとともに、右以外の請求権については規定するところがない。したがって、保険契約より生ずるその他の請求権について、債権の消滅時効について定める民法第一六七条第一項の一〇年の時効期間、または商法第五二二条による五年の商事時効を適用すべきか否かが問題となる。

たとえば、保険者の保険金返還請求権、手数料請求権(商六五三条・六五四条)、被保険者の損害防止費用請求権(商六六〇条)、責任保険における第三者(所有者)の保険金直接請求権(商六六七条)、被保険者の権利を保険者が代位行使する場合(商六六二条)などについて、その性質に応じ、あるいは保険金請求権および保険料返還請求権に関する二年のそれを、ないし保険料請求権に関する一年のそれを準用すべきであろうか。

この点について諸外国の立法・学説をみると、まず、ドイツ法においては、保険者の有する営業費用請求権(ドイツ保険契約法四〇条二項・六八条一項)、保険金返還請求権(たとえば、告知義務違反による解除にもとづく場合に

ついでには同二〇条二項、危険の事情に関する詐欺にもとづく取消の場合については二二条、なお給付免脱事由を知らずして保険金を支払った場合をも含む）につき、これを保険料請求権と同列に扱っている。一方、保険契約者の有する損害防止費用請求権（同法六三条一項）、特約ある場合の利益配当請求権⁽¹⁾、生命保険における保険料積立金返還請求権（同法一七六条一項）、抵当権者の請求権（同法一〇二条以下、ドイツ船舶法三四・三六条、ドイツ航空機法三四条二項・三六条G）は、保険金請求権と同じ扱いをうけている。⁽²⁾ただし、保険契約法の時効は、義務的自動車責任保険の保険者に対する被害者の保険金直接請求権（西ドイツ自動車保有者責任保険法改正法一条三項一号、三号）、保険者相互間の求償権（ドイツ保険契約法五九条二項）、責任保険において保険者が有責加害者たる被保険者に対して抗弁事由を有するにかかわらず、法の規定にもとづいて被害者に対して保険給付を行なった場合の保険者の被保険者に対して有する求償権（同法一五八条f、自動車保険改正法三条）、保険者代位より生ずる請求権については適用されない。⁽³⁾

フランス法においても、保険契約の無効・解除にもとづく保険者の保険金返還請求権（錯誤にもとづいて支払われた場合をも含む）、責任保険において不対抗のゆえをもって被害者たる第三者に保険金を支払わねばならなかった保険者がすでに被保険者たる資格を失った加害者に対して有する求償権、おなじく責任保険において被保険者が訴訟遂行権を保険者に委ねた場合において、保険者が債務の本旨にしたがわない履行によって損害を蒙った被保険者の保険者に対する賠償請求権などは、保険料請求権または保険金請求権と同質的なものとして取扱われている。これに反し、責任保険における被害者の保険金直接請求権および保険者代位にもとづく保険者の有責第三者に対して有する賠

償請求権について保険契約法上の短期消滅時効の適用がないことは学説・判例上明らかである。^(四)

以上のように主要立法例が、保険契約より生ずる各種の請求権をその性質に応じ、保険契約上のもつとも主要な債権である保険者の保険料請求権、被保険者・保険金受取人の保険金請求権と同様に扱っている点からみても、最初にかかげたもののうち、前三者については、これらの請求権をとくに区別して取扱う法理論上の根拠もないので、保険料請求権または保険金請求権に準じて扱うべきものと思う。^(五)

しかし、被保険者または保険契約者が有責第三者に対して有する権利（たとえば不法行為にもとづく損害賠償請求権）を被保険者が代位行使する場合は（商六六二条）、有責第三者の被保険者に対する関係は、直接の被害者である被保険者・保険契約者に対する関係よりも有利でなければならぬ理由はまったく存在しないから、^(六)本来の債権の服すべき消滅時効に関する規定が適用されることはない。たとえば、それが不法行為にもとづくものであれば、民法第七二四条の三年または二〇年のそれに、物品運送契約より生ずるものであれば、商法第五八九条・第五六七条の一年の短期時効によって消滅する。

さいごに、責任保険における第三者（所有者）の保険金直接請求権（商六六七条）の消滅時効が問題となる。この点につき、あらゆる責任保険につき被害者の保険金直接請求権をみとめるフランスの判例は、第三者の直接請求権が保険契約より生じたものでなく、法の規定より生ずるものであることを理由として、保険契約に関する短期時効の適用をみとめず、普通法上の三〇年の消滅時効にかかるとして^(七)いる。ドイツ法もまた、義務的自動車責任保険についてではあるが、被害者の保険金直接請求権の時効につき特別規定をもうけ、これを有責第三者に対する被害者の損

害賠償請求権の時効と起算点および期間を同一とし、かつ、おそくとも損害事故発生るときより一〇年を経過することにより消滅するものとする。^(八)さらに、一九五八年二月一九日のスイス道路交通法は自動車事故の被害者の責任保険者に対する保険金直接請求権は被害者らが損害の発生および有責加害者を知ったときから二年、かつ、おそくとも損害事故発生るときより一〇年を経過したときは消滅するものとしている。^(九)わが自賠法は、とくに消滅時効期間の始期を明らかにすることなく時効期間を二年と定めているが(自賠法一九条)、実務上の取扱いとしては加害者請求(同一五条)については損害賠償義務の履行または確定時を、被害者請求(同一六条一項)については損害事故知了時を起算点として処理されているようである。^(一〇)

がら、フランスの判例が保険金直接請求権を法がとくに被害者に与えたものと構成し、保険契約法上の二年の短期消滅時効の適用を排除している趣旨は、社会保険的側面が強調される義務的責任保険において被害者保護の要請をみたすために、この請求権が被保険者の保険者に対する保険金請求権より以前に時効によって消滅することを防止する点に主たる目的があるとみるべきであり、^(一一)いたずらに保険者の責任をペンディングのまま長期間放置することが適当でないことはいふまでもない。また、保険金直接請求権は、法がとくに被害者に与えた権利であるとはいつても、それは、一定の場合に保険者が被保険者(加害者)に対して主張しうる抗弁事由の被害者への主張を阻止するための法技術を提供する点に主眼があるのであって、実質的には保険契約にもとづく保険金請求権と表裏の關係にあり、強い牽連性を有することは明らかである。^(一二)したがって、フランス法のごとく、普通法上の債権の消滅時効に関する規定を適用すべしとするのは妥当ではなく、立法論としては、ドイツ法のごとく被害者の保険金直接請求権に対応

する保険者の負担する給付義務を、加害者の損害賠償義務を肩代りしたものとみて両者を同一に取扱う方法も、被害者保護という視角からみてすぐれたものであろう。しかし、解釈論としては、商法第六六七条の所有者の保険金直接請求権は、他人の物の保管者の債務不履行にもとづく損害賠償債務を担保するために与えられたものであるが（したがってフランス法流の考え方にしたがえば、その消滅時効期間は一般の民法上の債権のそれと同じく一〇年ということになる）、いわゆる任意的責任保険に属する右の場合においては、とくに所有者の権利を被保険者のそれより強化する理由は乏しいから、所有者の直接請求権は被保険者の保険金請求権と同一の二年の消滅時効に服すべきものと思う。

(一) わが国の生命保険における利益配当請求権につき、青谷教授は商法五二二条の適用により五年の消滅時効にかかるものとされる。青谷・前掲四二二頁。

(二) Erich R. Proiss, *Versicherungsvertragsgesetz* (Beck'sche Kurz-Kommentare), 15 Aufl., p.103; Eherenzweig, *op. cit.*, p. 182.

(三) Proiss, *op. cit.*, p. 103; Eherenzweig, *op. cit.*, p. 183.

(四) Picard et Besson, *Les assurances terrestres en droit français*, 2^e éd., tome I, 1964, p. 227, 228; Sicot et Margeat, *Précis de la loi sur contrat d'assurance*, 1963, p. 162.

(五) 今村博士は、保険者の負担すべき債務は保険金債務と同様に取扱うべきこと主張される。今村 有・海上保険契約法論上 (昭和一三年) 二〇〇頁。

(六) Eherenzweig, *op. cit.*, p. 183.

(七) *cas de Cassation*, ch. civ., 28 mars, 1939 (D. P. 1939. I. 68) ; 26 mars 1941 (D. A. 1941. I. 195).

保険契約における時効

(八) 西ドイツ自動車保有者責任保険法改正法(一九六五年四月五日法) 一条三項三号はつぎのように規定する。「第一号における第三者の請求権(保険者に対する保険金直接請求権)は、賠償義務を負担する保険契約者に対する損害賠償請求権と同一の時効に服するものとする。時効期間は、賠償を負担する保険契約者に対する時効期間のそれと同時に進行を開始する。時効期間は、おそくとも損害事故発生のときより一〇年経過したときに終了する。」(第二文略)

(九) スイス連邦道路交通法(一九五八年二月一九日法) 八三条一項はつぎのように規定する。「自動車もしくは自動自転車によつて惹起された事故を原因とする損害賠償および慰藉料請求権は、利害関係人が損害および責任を負担すべき者を知つた日から二年を経過したときは時効によつて消滅する。ただし、いかなる場合でも、事故発生の日より一〇年を経過したときは消滅する。損害賠償が、刑法の適用によりさらに長期の時効期間に服すべき可罰的行為を原因とするものであるときは、この時効期間が民事の訴権についても適用される。」

(一〇) 東京海上火災保険株式会社・新損害保険実務講座八巻新種保険(上)(昭和三九年)二〇四頁。

(一一) Picard et Besson, *op. cit.*, p. 228.

(一二) 拙著・保険と民事責任の法理(昭和四一年)一三二頁、一三九頁以下。

四 消滅時効期間の始期

(一) わが法制上の問題点

すでに指摘したように、商法第六六三条は消滅時効期間の始期について規定するところがないので、消滅時効に関する民法の一般原則にしたがってこれを定めるほかはない。そこで問題となるのが、民法第一六六条第一項の「権利

ヲ行使スルコトヲ得ル時」の意義である。以下保険契約より生ずる各種の債権につき検討してみよう。

まず第一に、保険料請求権は、いわゆる確定期限ある債権であるから、疑問の生ずる余地は少ない。ただ生命保険契約のように第二回以降の保険料支払につき「猶予期間」の約定が設けられている場合は、この期間が時効期間の進行とは無関係にたんに債務者の履行遅滞の責任のみを免除するものか、ないしは、時効期間の始期を繰り下げる効果を出すか、という保険金請求権の場合と同様な問題が生じうる。第二に、保険料返還請求権については、保険契約の解除を原因とするときは解除の効果が発生したときから（正確には翌日から）、契約の無効・失効を原因とするときは、無効または失効の確定のときから進行することは明らかである。しかし、前二者と異なり、第三の場合、すなわち保険金請求権の消滅時効期間の始期については、学説・判例上もつとも議論が多く、支配的学説を見いだすことは困難である。以下、右の問題について考察を進めたいと思う。

(一) 粟津博士は猶予期間満了のときより、消滅時効期間が進行するとされる。粟津清亮・保険法（明治三六年）二四七頁。我妻博士も、確定期限ある債権につき、債権者は単独で期限を猶予することができ、それをしたときは、同じく猶予された時期から時効は進行する、とされる。我妻・前掲四八五頁。これに対し青谷教授は、保険料の払込猶予期間が保険加入者保護の趣旨にでたものであり、時効制度を設けた趣旨が怠慢な債権者を保護しないことにあるとすれば、時効期間の起算については猶予期間を考慮する必要はなく、消滅時効は権利を行使することをうる時（つまり保険者が保険料を請求しうる時）から進行すると解される。青谷・前掲二七三頁。

(二) 今村・前掲二〇〇頁。

保険契約における時効

(二) 外国法制

そこでまず、保険金請求権の消滅時効期間の始期に関する主要な外国法制を概観してみよう。これを分類すると、おおよそつぎのような四つの類型にまとめることができる。

イ 保険契約締結の日より進行するとするもの 海上保険に関するフランス商法典第四三二条は「冒險貸借契約もしくは保険契約より生ずる一切の訴権は契約の日付より起算し、五年を経過するときは、時効によって消滅する。」とし、また、フランス法系に属するアルゼンチン商法第八五三条第三項も、海上期間保険につき、同趣旨の定めを置いている。法律関係の明確化をはかるための特殊な法則であるといつてよい。

ロ 権利発生の原因たる事実の生じた時より進行するとするもの スイス保険契約法第四六条第一項、ベルギー保険契約法第三二条、ルクセンブルグ保険契約法第三一条は保険契約一般につき、またアルゼンチン商法第八五三条第四項は海上保険以外の保険につき、債権または訴権の原因たる事実発生のときから消滅時効期間が進行を開始するものとする。フランス保険契約法第二五条第一項は、陸上保険に関し同旨の規定を置くが、第二項第二号において保険事故が発生した場合であっても被保険者などがその不知を立証したときは、それを知った時から時効が進行する旨を定め、保険事故発生知了時説の立場を明らかにしている。なお、イタリア民法第二九五二条第二項は、これとやや異なり、「その権利発生の原因たる事実の証明があつた時から」時効が進行する旨を規定し、履行期説の系列に属するものとみてよいであろう。

ハ 給付を請求しうべき年の終りから進行するとするもの ドイツ保険契約法第一二条第一項がこれに属する。

二 保険期間終了の時より進行するとするもの 海上期間保険に関するドイツ商法第九〇五条第二項の定めるところである。^(八)ハとニはいずれもイの場合と同じ目的で制定されたものと思われる。右の各国法制の傾向を念頭に置きつつ、わが国の学説・判例を検討してみよう。

(一) 烏賀陽然良訳・外国法典叢書フランス商法Ⅱ海商法三四六頁。

(二) アルゼンチン商法八五三条二項以下はつぎのように規定する。

「②保険契約より生ずる訴権は一年の時効によって消滅する。

③海上保険においては、時効期間は、附保された航海が実行された時から進行するものとし、また、期間保険については、保険契約締結の時より進行するものとする。行方不明による船舶の滅失の推定の場合には、時効期間は、滅失の推定につき定められた期間の終了の時より進行する。ただし海上保険における委付のために設けられたその他の規定の適用を妨げない。

④その他の保険においては、時効期間は、訴権発生の原因たる事実の生じた時から進行する。」

(三) スイス保険契約法四六条一項はつぎのように規定する。

「保険契約より生ずる債権は債務の原因たる事実発生の時から二年を経過するときは、時効によって消滅する。」

(四) ベルギー一八七四年六月一日法三二条、ルクセンブルグ一八九一年五月一六日法三一条は、いずれも、保険契約から生ずる訴権の時効期間は三年で、訴権を生ぜしめた事実発生の時から進行を開始する旨を規定する。木村栄一訳・EEC加盟諸国の保険契約法一六頁。

(五) フランス保険契約法二五条はつぎのように規定する。

保険契約における時効

「①保険契約より生ずるすべての訴権は、その権利発生の原因たる事実の生じた時より二年を経過するときは、時効によって消滅する。

②ただし、

イ 引受けられた危険について黙秘、脱漏、不実または不正確な告知がある場合には、保険者がそれを知った日から時効が進行する。

ロ 保険事故が発生した場合には、利害関係人がそれを知らなかったことを立証したときは、それを知った時から時効が進行する。(大森忠夫訳・外国法典叢書フランス商法I保険契約法七六頁)」

(六) イタリア民法典二九五二条はつぎのように規定する。

「①保険料請求権は、その支払期日から一年の期間を経過するときは、時効によって消滅する。

②保険契約より生ずるその他の請求権は、その権利発生の原因たる事実の証明があった時から一年、また、再保険契約より生ずる請求権は、上記のときから二年の期間を経過するときは、時効によって消滅する。(三項以下略)」

(七) ドイツ保険契約法一二条一項はつぎのように規定する。

「保険契約より生ずる請求権は二年、生命保険にあつては五年の時効によって消滅する。時効は、給付を請求しうべき年の終りよりその進行をはじめめる。(中川 正訳・外国法典叢書ドイツ商法IV保険契約法五二頁)」

(八) ドイツ商法九〇五条はつぎのように規定する。

「①保険契約にもとづく保険者および被保険者の債権は五年で時効にかかる。

②この時効は、保険に付せられた航海が終了して一年を経過するとともに、その進行を開始し、そしてまた期間保険にあつては保険期間の終了の日の経過とともに、その進行を開始する。船舶が行方不明となつた場合には、時効は行方不明の消

息期待期間の終了の日の経過とともにその進行を開始する。(西島弥太郎訳・外国法典叢書ドイツ商法Ⅱ海商法三三五頁)

(三) わが国の学説・判例

保険金請求権の消滅時効期間の始期に関するわが国の主要な学説・判例の見解はつぎのように分類しようと思う。

イ 保険事故発生時説 保険金請求権の消滅時効期間は保険事故発生るときより進行するとする説^(一)であつて、わ

が国の多数説である。この説は、保険事故の発生により、いわば一種の条件付債権であつたところの保険金請求権が、具体的な金銭給付請求権に転化するものであり、その時から行使しうべきものとなるから、特別の規定または約定がないかぎり、この時を消滅時効期間の始期とみるわけである。

ロ 保険事故発生知了時説 保険金請求権の消滅時効期間は、被保険者(保険金受取人)が保険事故発生の実を知った時、または知りうべかりし時より進行するとする説^(二)である。この説は保険の目的(被保険者)はかならずしも被保険者の附近にあるとは限らず(たとえば外国)、保険事故の発生を知らない場合も往々にして存在するから、このような場合に時効を進行させるのは被保険者に苛酷にすぎると説かれる。

ハ 履行期説(権利行使時説) 被保険者(保険金受取人)が被保険者に対し、現実に保険金請求権を行使した時、または行使しうべかりし時に「履行期」が到来し、被保険者は履行遅滞におちいるのであるから、保険金請求権の消滅時効期間はこの時から進行を開始するとする説^(三)である。右の説は「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」の意味を「履行期」と同じ意味に解するところから出発している。したがつて、この立場をとるならば、もし保険約款において保

險金請求権の履行期を一定期間猶予する旨の定め（たとえば調査期間の設定）をした場合には、それは同時に時効期の始期を履行期まで繰り下げるといふ効果をも生ずることになる。この説は、さらに二つの類型に細分される。

A 被保険者などが現実に約款所定の手続を行なつて保険金の請求をなした日から約款所定の調査期間を経過した日より進行するとする説。^(五)

B 被保険者などが約款所定の手続を行なつて保険金の請求をなした日より約款所定の調査期間を経過した日より進行するとする説。^{(六)(七)}

右にのべたように、この点に関するわが国の学説は多岐にわたるが、争点となっているのは、民法第一六六条第一項の「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」と「履行期」の關係、および火災保険普通保険約款などにおいて規定されている保険者の「調査期間」の解釈をめぐる問題であるので、これらの点につき項を改めて詳論したいと思う。

- (一) 大森忠夫・保険法（昭和三九年）一五八頁。三浦義道・保険法論（昭和三年）二一一頁。青山衆司・保険契約法論上（大正六年）三三三頁、同・前掲（法學全集）一〇七頁。水口吉蔵・保険法論（大正五年）四四二頁。村上隆吉・最近保険法論（明治四一年）三五〇頁。今村・前掲二〇〇頁。近藤民雄「保険金債権の付遲滞及消滅時効起算点」損害保険研究二卷三号二七四頁。

- (二) 野崎隆幸・保険契約法論（昭和一一年）一三一頁。なお、大森教授は村上・粟津両博士をこの説に分類されるが、村上・保険論集第一卷、粟津日本保険法論（粟津保険論集八卷）を入手しえなかつたため、他の資料により別の説に分類せざるをえなかつた。青谷教授も例外としてはあるが、この説を支持される（青谷・前掲三二六頁）。この説は「不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求権ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知りタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消

滅ス」とする民法七二四条を保険金請求権の場合に準用しようとするものであるが、同条はその後段の「不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同ジ」との関連において考へるならば、知らないで権利を行使しない者は全然時効による不利益を蒙らない、すなわち被害者などの知了するまで一般に消滅時効の進行を開始させない、という意味を持つものではない。したがって二年という単一の短期時効期間のみがみとめられている保険金請求権をこれと同視すべきではない、との批判がなされている。大森・前掲（生保問題）一七八頁。

(三) 粟津・前掲二四七頁。

(四) 大森・前掲（生保問題）一七五頁。

(五) 野津務・新保険契約法論（昭和四〇年）六二八頁。田中誠二・新版保険法（昭和四〇年）二六九頁。北沢宥勝・火災保険普通保険約款論（昭和一五年）四三九頁。大正一四・二・一九大判、新聞二三七六号二〇頁。この説によれば、被保険者が手続を怠れば怠る程時効進行の始期が遅れるという不合理な結果を生じ、時効制度の本旨を全然没却することになる、との批判がある。近藤・前掲二八三頁。

(六) 加藤由作・火災保険論（昭和二五年）一六六頁。大正一三・六・二三東京控判、新聞二二八三号七頁。大正一三・一一・七東京控判、新聞二三四〇号一七頁。

(七) 栗谷氏の学説は履行期説の(a)および(b)を総合したものであるが、ここでは紹介を省略し、後述するところにゆずる。栗谷啓三「保険金支払義務の消滅時効の起算点」保険学雑誌三八一号五二頁以下。

(四) 約款の規定と消滅時効期間の始期

(1) 「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」と履行期の関係

保険契約における時効

わが民法第一六六条第一項は、消滅時効は「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」より進行する、と規定している。がらうらい消滅時効は、権利行使が可能であるにかかわらず、これを行使しない状態が継続する場合につき、権利消滅の効果を生ぜしめる制度である。したがって、たとえ権利が発生していてもいまだ権利を行使しえない状態にある場合には、消滅時効が進行を開始しないことはもちろんである。しかし、客観的には権利が発生し、かつ行使しうべき状態にあつても、なんらかの障碍があつて、具体的には権利行使が事実上困難もしくは不可能とみられる場合がある。

わが国の判例によれば、この権利行使の障碍には「法律上の障碍」と「事実上の障碍」の二種があり、前者は時効期間の始期に影響をおよぼすが、後者は時効進行について考慮するべきではないとし、そして、前者についてはこれをかなり限定的に解し、モラトリアム期間中に履行期が到来するなどのきわめて例外的な場合のみにとめ、権利者がその権利の存在や行使可能性を知らないとか、知らないことについての過失の有無などの事情は、すべてこれを後者に属するものとしている。⁽¹⁾ また、権利者自身の懈怠・不知など以外の事情が権利行使を妨げている場合についても、たとえば原審判決によつてみとめられた『仲裁契約が存在する結果、権利者が裁判所に対して給付の訴を提起しえないから、仲裁人から仲裁不調の通知がある迄時効が進行しない』との主張は、「法律上の障碍」にあたらなないとして大審院によつて破毀されている。⁽²⁾

ところで、請求権の時効については「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」とは、相手方に対して請求権の内容を請求しうるときである。⁽³⁾ しかしその時期は、履行遅滞を生ずる要件としての「期限ノ到来」(民四一二条)とはかならずしも同一ではない。この点につき債権の種類にしたがつて分説しよう。

イ 確定期限ある債権は期限の到来した時に「行使スルコトヲ得ル」ことになるが、その翌日から履行遅滞を生ずる（民四一二条二項）^(四)。

ロ 不確定期限ある債権も期限の到来した時から「行使スルコトヲ得ル」ことになるのは同様であるが、債務者が履行遅滞の責を負うのは「其期限ノ到来シタルコトヲ知りタル時」つまり請求などがあつた時からである。

ハ 期限の定めのない債権については、権利の発生と同時に原則としていつでも「行使スルコトヲ得ル」状態にあるので、この時から時効は進行するが、債務者が履行遅滞の責を負うのは、債務者が履行の請求をうけた時からである（民四一二条一項）。

ニ 停止条件付債権については、条件の成就とともに「行使スルコトヲ得ル」ものとなるが、その義務者が履行遅滞を生ずるのは、条件成就のうちに、義務者が履行の請求をうけた時である。

以上要するに、債権を「行使スルコトヲ得ル時」とは「権利者の意思のみによって権利行使をなすことが可能な（たとえば請求によって弁済期を到来させる）状態にある時」^(七)であり、この時から時効期間の進行が開始すると考えてよいと思う。

このように債権の種類によって権利を「行使スルコトヲ得ル時」が異なるから、特定の権利について消滅時効期間の始期を定めるためには、その権利が右のいずれの場合にあたるかについて、当該契約の趣旨を充分検討する必要がある。すなわち、契約のある条項が単に債務者が遅滞におちいるための時期すなわち弁済期を定めたものか、あるいは、債権の発生もしくは具体化を条件づけまたは期限づけているかを考察しなければならない。

(2) 約款の規定の意義

右のような観点からすると、保険契約より生ずる債権、とくに保険金請求権については、かなりむずかしい問題が存在する。なぜなら約款上、保険金請求権の行使の方法・時期などにつき、とくに規定がおかれるのを例とするからである。すなわち、例を火災保険契約にとれば、火災保険普通保険約款第一三条は「保険の目的について損害が生じたことを知ったときは、保険契約者又は被保険者は、遅滞なく書面をもってこれを当会社に通知し、且つ、自己の費用をもって、火災状況調査及び損害見積書を作成し、これに当会社の要求する証拠書類、帳簿その他の書類を添えて、損害発生を通知した日から三〇日以内又は当会社が書面をもって承認した猶予期間内に、当会社に提出しなければならぬ。」と規定し、また同第二二条は「当会社は、保険契約者又は被保険者が第一三条の規定による手続をした日から三〇日以内に、保険金の支払により損害を填補する。——中略——当会社が前項の期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、損害を填補する。」とし、さらに同第二七条は「保険契約者及び被保険者が、いずれも第一三条に定める手続を怠ったとき」は被保険者は保険金請求権を失うものとしている。このような諸規定に、右にのべたような視角から、どのような法的評価を与えるべきかが問題となる。この点につき、わが国において詳細に論じた学説としては大森教授と栗谷氏のそれがある。以下、両説の対立を中心として若干論じてみたいと思う。

(3) 大森説と栗谷説

まず大森教授の主張は、一言にしていえば、いわゆる保険事故発生時説に属する。すなわち、保険契約にもとづいて、被保険者にいわば一種の条件付権利として与えられている保険金請求権は、保険事故の発生によって条件が成就することにより具体的な金銭給付請求権に転化し、民法第一六六条第一項の意味における「行使スルコトヲ得ル」ものとなる。そして「所定の手続がなされてから一定の期間の経過の後に保険金の支払をなす」旨の約款の規定は、保険金請求権の具体化そのものを条件づけまたは期限づけるものではなくて、単に保険金支払のためになさるべき前提的手続ないし支払の時期のみを定めたものにはかならないと解すべきである。したがって、このような趣旨の約款の存在は、すでに保険事故の発生によって「行使スルコトヲ得ル」状態にある保険金請求権の時効の進行を妨げるものではない、と説かれる。^(九)そしてその理由として、約款所定の手続がなされてから、一定期間経過後においてのみ支払がなされるというのは、保険契約ないし保険金請求権の本質と結びついた要請ではなく、諸般の事務処理の便宜上要求される、いわば附随的・手続的要請にはかならないからであるとされる。^(一〇)

これに対し栗谷氏の主張は、いわゆる履行期説ないしそれに近いものといえる。すなわち、前述の約款の規定の趣旨は、約款所定の手続が行なわれると、「一定の支払期間が経過した時に保険金請求権が発生する」という効力を持つ請求であって、この手続をしたときは、それから支払期間の満了したときから時効が進行すると解すべきもの^(一一)であり、また、保険事故の発生を知らずに被保険者が右の手続をしなかつたときは、消滅時効期間の始期は約款所定の手続期間が満了し、さらに保険金支払の一定期間を経過したときと解すべきものとされる。^(一二)

右のべた両説の特徴をその結果から眺めて、きわめて大まかに把握すると、大森説は消滅時効期間の始期を明確

化・劃一化する点においてすぐれ、また、栗谷説は被保険者の権利保護の面でまさっているといえよう。このような効果の差異を念頭に置き、かつ、すでにのべた「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」に関する民法上の議論を考慮しつつ、消滅時効期間の始期に関する両説を分析してみよう。

まず、大森説は、(a)保険金請求権は消滅時効期間の始期については一種の停止条件付債権とみてよく、したがって保険事故が発生したときに条件が成就し、保険金請求権は具体化するものと考えられるから、それ以後は期限の定めなき債権の場合と同様であり、いつにても請求を行なうことができる。つまり、法律上すでに「権利ヲ行使スルコトヲ得ル」状態にあり、消滅時効はこの時から進行する。(b)所定の手続の履践および調査期間の存在は仲裁契約の存在と同じく「事実上の障碍」にすぎないから、時効の進行に影響をおよぼさない(なぜなら、約款の規定にかかわらず、保険事故が発生すれば、訴訟上、保険金請求権を行使することは可能である)^(一三三)、ということになる。

つぎに、栗谷説は、(a)約款所定の手続および調査期間は保険金請求権に附せられた条件であり、保険事故が発生しただけでは、保険金請求権は成立しない。すなわち、保険事故にもとづく損害の査定以前の段階においては、被保険者が保険金請求権を有するか否か、有するとしてもその範囲は不確定であるから、現実の権利行使は不可能であるといつてよく、したがって保険事故発生の時を「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」とみて消滅時効期間の始期とすることは適当ではない。なぜなら大森説を採用すると、保険金請求権の実質的な消滅時効期間は、本来の二年のそれから手続履践に要する期間と調査期間を控除した残存期間となってしまう、被保険者はいちじるしい不利益を蒙る。(b)約款上保険者の調査期間は同時に保険者にとって猶予期間の役割を果すものであり、この期間満了までは履行期が到来し

ないのであるから、かりに権利が成立していても右の期限の到来までいまだ行使しえない状態であり、その意味で「法律上の障碍」であといいうる、ということになる。^(一四)

(4) 私見

以上の両説の検討を基礎として、若干の私見をのべてこの問題をまとめてみたいと思う。

まず第一に、保険事故の発生によって保険金請求権が発生ないし具体化することは、すでにのべた民法理論から明らかであると思う。たとえ約款上所定の手続の履践および調査（猶予）期間が置かれているとしても、履行期の問題はともかく、それは保険金請求権の発生ないし具体化を阻止しうるものではない。第二に、具体化した保険金請求権は期限の定めなき債権であるからいつにても請求することができ、したがって、原則として、この時から時効が進行するはずである。もっともこの場合、保険金請求手続のために定められた期間（保険事故の発生から損害の通知まで、さらに損害の通知後の書類提出期間）の性質が問題となるが、これは保険金請求権の行使の方法を定めたもので、被保険者が右の手続を履践することを要請されているとしても、これはいわゆる「事実上の障碍」であって、時効の進行に影響を与えないものであるのみならず、ほんらい右の手続は、これを怠ると保険金請求権を喪失するという被保険者の失権の条件の一つを定めたものにすぎないから、もっぱら、かかる観点から評価されるべきものと思う。第三に、保険金請求後、保険者のために設けられている調査期間ないし猶予期間の性質いかんである。この点について結論を先にのべるならば、わたくしはこれは猶予期間の一種であり、当該期限の到来まで、権利は存在するが、いまだ行使しえないのであるから、この意味で「法律上の障碍」にあたり、したがって、時効期間の進行に影響を与えるも

のと考える。以上の点をまとめると、結局、火災保険約款のごとき規定を有する保険契約においては、保険事故発生後、約款所定の猶予期間が終了したときから保険金請求権の時効が進行する、ということになる。^(二五)

もっとも、右のような結論、とくに第三点については、批判の存することが当然予想しうる。たとえばドイツ民法第一九九条第二文「義務者が解約申入後一定期間の経過したときに始めて給付を履行すべき場合においては、消滅時効の進行の開始はこの期間だけ延長せらる。」のごとき明文の規定がない以上、無理な解釈であるとか、時効制度は公序に関するものであるから、当事者間の特約により勝手にこれを変更（延長・短縮）しえないのではないか、というような反論である。しかし、保険者の調査期間すなわち猶予期間の設定が消滅時効の進行に影響をおよぼさないものと解すると、火保約款第二二条のごとき約定は被保険者にとって一方的にいちじるしい不利益を課すことになり、約款解釈にあたっての一般原則、つまり疑問のあるときは約款によって拘束される者の利益に解すべきである、との理念に反することになる。したがって、猶予期間（調査期間）の設定は、理論上、あらかじめ保険者において猶予期間に相当する期間につき時効援用を限定的に放棄する（消滅時効期間の始期を猶予期間だけ後の方へ平行移動する）旨の意思表示を含むものと解することにより、保険者は保険金債務につき期限の利益を享受する代償として、猶予期間に相当する期間についての時効利益を放棄したのであり、これによって保険者と被保険者という利害相対立する当事者間において、利益の均衡を保持することができる^(二六)と考える。わが国の有力説が、弁済期の延期によって消滅時効期間の始期がおくれることは間接の結果であるから、時効完成前の時効利益の放棄を禁止する民法第一四六条の法意に反するものではなく、また、経済的優者である保険者が時効利益をあらかじめ放棄したとしても、時効制度の趣旨

に反するものではない、^(一六)として、右の主張の妥当性の傍証とならう。

(一) 幾代 通「消滅時効の起算点」総合判例研究叢書民法(8)(昭和三九年)七頁。我妻・前掲四八四頁。

(二) 大正一五・一〇・二七大判、新聞二六八一号七頁。

(三) 川島・前掲五〇九頁。

(四) 川島・前掲五一〇頁。

(五) 債務者の期限の到来についての知・不知とは関係なく時効が進行する。我妻・前掲四八五頁。

(六) たとえば返還の時期を定めない消費寄託契約においては、寄託者はいつでも返還を請求しうるから、その返還請求権の消滅時効は、契約成立のときから進行する。我妻・前掲四八五頁。

(七) 川島・前掲五一〇頁参照。

(八) 東京海上火災保険株式会社・新損害保険実務講座一〇巻約款集(昭和四一年)一五〇頁以下。

(九) 大森・前掲(生保問題)一八〇頁。

(一〇) 大森・前掲一八一頁。

(一一) 栗谷・前掲六一頁。同旨・大正一四・二・一九大判、新聞二三七五号二〇頁。

(一二) 栗谷・前掲六三頁。

(一三) 近藤・前掲二八二、二八五頁。

(一四) 栗谷・前掲六一頁。

(一五) 判例は、弁済の請求があったときから一定期間(三ヵ月)以内に弁済する約束の預金債権につき、前提たる請求などをなしうる時から所定(猶予)期間だけ経過した時から時効が進行を開始すると判示している。大正三・三・一二大判、民録

二〇輯一五二頁。同説、川島・前掲五一―一頁。幾代・前掲三二頁。

(一六) 川島・前掲四六二頁。

五 立 法 論

現行法の解釈から一応解放されて、立法論的見地から保険契約より生ずる各種の請求権の消滅時効、とくにその期間の長さとは始期の決定方法について考えると、論ずべき問題はきわめて多い。たとえば時効期間については、保険者の請求権と保険契約者・被保険者・保険金受取人のそれ、また、損害保険契約上の請求権と生命保険契約上のそれとを一律に定むべきか否か、保険契約上の請求権の消滅時効期間はこれを強行規定あるいは保険契約者等に不利益に変更することを許さない片面的強行規定とすべきか否か、などの問題があり、消滅時効期間の始期の決定方法についても、これをすべての請求権について同一に定むべきか、また、一般の債権と異なつた特殊な方式を採用すべきか否かの問題がある。さらに特殊なものとしては、責任保険における被害者の保険者に対する保険金直接請求権と加害者に対する損害賠償請求権、ならびに前者と加害者たる被保険者の有する保険金請求権の関係をいかに処理すべきかという課題がある。

(1) 消滅時効期間の長さ

消滅時効の本質に関する民法上の議論の最近の傾向は、これを訴訟法上のもの、すなわち「採証上の拘束⁽¹⁾」とする見方が強いように思われる。もし、請求権の相手方を権利不存在の立証の困難から救済するという点に消滅時効のも

つとも主要かつ本来の機能ないし目的があるのだとすれば、⁽¹⁾ 特別の業法による国の強い監督に服している金融機関であるという側面に注目するときは、保険会社を一方の当事者とする保険契約上の請求権も、営業上の書類の規制や資産の運用に關しては、銀行や信託会社に対する寄託契約上の債権の場合と共通する一面を持っているから、従来のもそれよりも長期の消滅時効期間を考慮することが可能であるとの議論もありうるかもしれない。しかし、保険契約上の債権とくに保険金の請求権は寄託契約上の債権と異なり、一定の保険事故による損害の発生を原因として生ずる特殊な債権であり、権利関係の証拠の保全（免責事故に該当しないかどうか、また損害の範囲などについての）はかならずしもつねに良好であるとはいいがたく、その性質上権利関係の迅速な処理を必要とするものと思われる。

具体的な問題としては、第一に、現行法上一年とされている保険者の保険料請求権と二年とされている被保険者の保険金受取人の保険金請求権などの消滅時効期間を統一すべきか否かの問題がある。この点については各国法制においても区々であり、もっぱら政策的見地から決定されているようであるが、現行法体制にとくに支障がないところから、変更の必要はないと考える。ただ、保険料請求権に類似する保険者の手数料・営業費用請求権、およびそれに対応する保険料返還請求権との均衡が問題となるが、正常な取引関係から生れる保険料請求権と、なんらかのトラブルにともなうこれらの債権とを異別に取扱うことは、かならずしも理由がないとはいえないのではあるまいか。第二に、生命保険金請求権の消滅時効期間を延長する必要があるか否かの点であるが、この議論は主として保険金受取人が被保険者の死亡ないし、保険契約存在の事実を知らない間に時効期間を徒過して権利行使のチャンスを失うことを防止しようという観点からなされているのであるから、つぎにのべる消滅時効期間の始期の決定方法の改善によって

解決される問題であるように思う。第三に、消滅時効期間の延長または短縮については、すでにのべたような、理由から、保険契約者側に不利益な変更を許さないところの片面的強行規定とすれば必要かつ充分であろう。

(2) 消滅時効期間の始期

期限の定めある債権に準ずべき保険料請求権の消滅時効期間の始期が履行期と一致することは明らかである。しかし、保険金請求権・損害防止費用請求権などについては火保約款第二二条のごとき規定のある結果、学説上争われていることはすでにのべた通りである。この点についても各国の法制は区々であるが、やはり権利関係の明確化・劃一化という見地から、すくなくとも保険金請求権については「保険事故発生の時」を基準をするのがもっともすぐれていると思う。ただし、保険の目的物が外国にあるため被保険者が保険事故発生の実を知らないとか、生命保険契約上の保険金受取人が被保険者の死亡の事実を知らず、あるいは保険契約の存在を知らないなどの場合が生ずることが予想されるので、フランス保険契約法第二五条第二項のごとく被保険者・保険金受取人などの利害関係人がそれらの事実の不知について立証したときは、例外として保険事故知了時より消滅時効が進行するとすべきである。しかし、これを無制限に認めると、証拠の保全や保険関係の迅速な処理を目的とする短期消滅時効制度の趣旨に反することになるから、不法行為債権の消滅時効に関するわが民法第七二四条のごとく、保険事故発生後五年を経過したときは、被保険者らの知不知にかかわらず保険金請求権は消滅するものとする必要があろう。

(3) 責任保険における特則

責任保険とくに社会的危険をカバーすべき義務的責任保険においては、被害第三者の保険金直接請求権をめぐる

種々困難な問題が生じうる。第一に、被害者の加害者に対する不法行為または債務不履行にもとづく損害賠償請求権と、直接請求権の関係であるが、さいきんのヨーロッパ諸国の義務的自動車保険の立法例のように、両者の消滅時効期間の長さとは期を一致させることができず、被害者保護の見地からみて、もっとも適切であることはいうまでもない。第二に、被保険者（加害者）の保険金請求権と被害者の直接請求権の関係であるが、前者については、かりに保険事故発生時説をとった場合でも、なにが保険事故かといういまだ学説の一致をみていないところの重要な課題が残されており、また、後者を被害者の保護救済の手段として割り切るとしても、後者が前者よりも先に時効にかかるような規定を設けることは、責任保険の加害者保護機能をまったく無視する結果となり、妥当でないように思われる。したがって、義務的責任保険においては、被害者の保険金直接請求権、被害者の損害賠償請求権および被保険者の保険金請求権につき、消滅時効期間の長さとは期を一致させるような方法、たとえば、損害事故発生るときより五年というような特則を、それぞれの特別責任法中に置く必要があるように思う。

(4) 消滅時効に関する私案

右にふれた諸点を考慮しつつ、保険契約より生ずる各種請求権の消滅時効に関する規定の私案を左に掲げる。

第六六三条〔時 効〕

① 保険契約より生ずる保険者の債権は、一年の時効によって消滅する。保険料債権については、この期間は弁済期より起算する。

② 保険契約より生ずる保険契約者または被保険者（保険金受取人）の債権は、二年の時効によって消滅する。保

險金債権については、この期間は保険事故発生の時より起算する。ただし、保険事故が発生した場合であっても、被保険者がその不知を立証したときは、被保険者（保険金受取人）の知了のときから時効が進行する。被保険者（保険金受取人）不知の場合でも、保険事故発生の時より五年を経過したときは、時効によって消滅する。

③ 保険契約より生ずる債権の消滅時効に関する規定を、保険契約者または被保険者（保険金受取人）の不利益に変更する約定は、これを無効とする。

(一) 山中康雄「時効制度の本質」ジュリスト八号六、七頁。川島・前掲四三一頁。吾妻光俊「私法制度における時効制度の意義」法協四八巻一七五頁以下。舟橋諄一・民法総則（昭和四〇年）一六七頁以下。

(二) 川島・前掲四三二頁。

(三) 川島・前掲五一五頁。

(四) 責任保険の保険事故については、田辺康平「責任保険における保険事故」損害保険論集四八三頁以下。西島梅治「責任保険の保険事故」熊本法学五号三九頁以下。

(一九六六年一月二三日稿)